

講演：ビジネスと人権の観点から取り組む現代的組織犯罪対策

日本弁護士連合会

民事介入暴力対策委員会

副委員長兼事務局長

弁護士 大野 徹 也 氏

[プロフィール]

弁護士大野徹也 霽月（せいげつ）法律事務所 代表

2001 年 弁護士登録、名川・岡村法律事務所 入所

2007 年 アフラック入社（社内弁護士）

2013 年 プロアクト法律事務所 参画

2022 年 霽月法律事務所 開設

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会 副委員長兼事務局長

東京弁護士会 民事介入暴力対策特別委員会 元委員長

公認 AML スペシャリスト協会（ACAMS）日本チャプター 理事

＜組織犯罪対策、反社会的勢力対策、マネロン対策等に関する主な著作＞

- 「指定暴力団員が関与した特殊詐欺事案における指定暴力団トップの損害賠償責任（上）（下）」警察学論集 74 巻 11,12（2021）
- 「金融犯罪対策～不正払戻しおよび振り込め詐欺への対応を中心に」金融・商事判例別冊＜銀行等金融機関のコンプライアンス＞（2020）
- 「不動産競売における暴力団員の買受け防止」自由と正義 2019.12 号（2019）
- 「暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除」共済と保険No.730（2019）
- 「リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」銀行実務 2018.5（2018）

○「保険契約における暴力団排除条項と重大事由解除の規律」（2016）

○「暴対法 31 条の 2 を活用した特殊詐欺被害の回復と抑止」NBLNo.1057（2015）
など

1. はじめに：自己紹介と本日のテーマの狙い

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました弁護士の大野徹也と申します。本日は、約 80 分間という貴重なお時間を頂戴いたしまして、「ビジネスと人権の観点から企業が取り組むべき経済的犯罪対策」、あるいは「現代的な反社対策」というテーマでお話をさせていただきます。

このタイトルだけを見ますと、「反社対策と人権に何の関係があるのか」と、少し不思議に思われる方も少なくないかもしれません。しかし、現在、私が一弁護士として、あるいは日弁連の民事介入暴力対策委員会の立場から今の組織犯罪の情勢を注視している中で、過去の取り組みに学びつつ、何か新しい切り口での取り組みが民間領域でできないものかと考え、形にしたのが今日のお話です。以前、別の場所でお話しした際にも大変好評をいただいた内容ですので、ぜひお聞きいただければと思います。

まず簡単に、私の自己紹介をさせていただきます。私は 2001 年に弁護士登録をいたしましたので、今年でちょうど 25 年目を迎えることになります。都内の法律事務所に勤務した後、2007 年から 2012 年いっぱいまで、保険会社のアフラックで「社内弁護士」をしておりました。社内弁護士というのは、会社に雇用されて、組織の内側に席を持ってその会社のことだけをやる働き方で、当時はまだ珍しかったのですが、今ではかなり数が増えています。

その後、2013 年に企業不祥事対応を専門とするプロアクト法律事務所というところに入り、2022 年に現在の霽月（せいげつ）法律事務所を開設いたしました。

こうした経歴から、企業の不祥事対応や第三者委員会の活動も多いのですが、東京弁護士会や日本弁護士連合会での民暴委員会に身を置き、東京弁護士会の委員長当時には、指定暴力団住吉会の新宿本部の使用差止請求や、特殊詐欺事案の組長責任追及訴訟など、多くの事案を経験してきました。

しかし本日は、そうした個別事件に対する民暴対策や警察の取締りという観点からの話ではなく、視点をもう少し高く持ち、現状において、「社会対反社」という観点からの取り組みのあり方について、考えてみたいと思います。我々弁護士や警察が個別事件で何をどうすべきか、という議論から一歩踏み出し、今、この令和の時代において、例えば、組織犯罪対策を進めていくにあたって、「企業にどのような新しい役割を期待すべきなのか」という点に焦点を当てていければと思います。

2. 激増する犯罪被害と「技術革新」の影

まず話の前提として、現在、日本国内で起きている犯罪収益や組織犯罪被害の現状

について改めて共有させてください。

まず特殊詐欺ですが、2025 年の統計では年間約 1,400 億円もの被害が出ています。これを 1 日あたりに換算すると約 3.9 億円です。かつて平成 26 年頃、被害が 560 億円を超えて「これは大変なことだ」と感じていましたが、その後、金融機関の対策が進んだこともあってか、一時は被害も減少傾向にありました。ところがここ数年、再び倍々ゲームのような勢いで急増しているのが実態です。

なぜ、一度抑え込んだはずの被害がこれほどまでに再拡大しているのでしょうか。一つは「ターゲットの若年化と手口の変化」です。かつての「オレオレ詐欺」は、主に固定電話を持つ高齢者を狙ったものでした。しかし、今は、啓発や行政の支援などもあり、固定電話に録音機能がついたりして、そもそも高齢者が電話に出てくれなくなりました。そこで犯罪者は、若者や現役世代をターゲットに、携帯電話にかける「偽警察詐欺」を大流行させています。

実は、私のところにも先日、兵庫県警を名乗る人物から電話がかかってきました。驚いたのは、最初から「大野さんですか？」と私の名前を呼んでくる点です。見知らぬ携帯番号からの電話であっても、自分の名前を呼ばれば「ノー」とは答えにくいものです。そこで「はい」と答えてしまうと、もっともらしい口調で「兵庫県警の何々です」と言ってくる。ちなみに、当時は警察庁のアプリを入れる前でした。この時は「ついに俺のところに来たか」と思って録音しようとしているうちに切られてしまいました。

もしあそこで話が続いていれば、法律的な難しい話を並べ立てて、「あなたの口座が悪用されている」「罰金が必要だ」などと騙されてしまう。専門家でない一般の方であれば、警察を名乗る人物から高圧的に迫られれば、パニックになって信じてしまうのも無理はないと感じます。これが被害が爆発的に増えている大きな原因。

さらに深刻なのが、単なる詐欺にとどまらず、そこから「闇バイト」を利用した強盗などの凶悪事件に発展していることです。いわゆる「ルフィ事件」や、直近の栃木県での事件など、悲惨な事案が相次いでいます。犯罪グループからすれば、強盗だろうが詐欺だろうが、金が取ればどちらでもいいのです。指示を出す側は安全な場所にいて、実際に捕まって無期懲役になるような高いリスクを負うのは現場の闇バイトの若者たちです。判断をする者とリスクを負担する者が分離しており、自分が捕まるリスクを負わずに巨額の収益だけを得られるようにしているため、犯罪グループは際限なく無茶なリスクの高い指示を出し、犯罪がエスカレートしている状況にあります。

次に SNS を利用した犯罪です。有名人の写真を無断で使った偽広告による「SNS 投資詐欺」や、恋愛感情を利用して投資に誘導する「ロマンス詐欺」などが猛威を振るっています。私も SNS はあまりやりませんが、たまに開くとこの手の広告がよく出てきます。ロマンス詐欺などは、昔の結婚詐欺のように単にお金をせしめるというより、最終的な投資話に引き込むための「入り口」として機能している側面が強いようです。これらを合計すると、2025 年には年間 1,827 億円もの被害が出ています。1 日あたりに

直せば、実に 5 億円が毎日、犯罪グループの手に渡っている計算になります。

ネットバンキングの不正送金被害も見逃せません。これも年間 104 億円の被害が出ていますが、グラフを見ると令和 5 年以降に突如として急増し、そこから高止まりしています。かつてのフィッシングメールは、日本語が不自然だったり、漢字が中国語フォントだったり、注意していれば見抜けるレベルでした。しかし今は、AI によって完璧な日本語、洗練された画像が作られています。

私が最近受信した、JA バンクを装った偽メールも非常に巧妙でした。心当たりのない JA からのメールでしたが、詐欺の仕組みを見てみようと思って、試しにクリックしてみると、自分が利用している地域の JA を選択させ、口座情報や暗証番号を入力させるフォームが出てきます。驚いたのは、適当にデータを入れて送信ボタンを押すと、その瞬間にウェブサイトがパッと閉じて消え、メールに記載されたアドレスをクリックしても二度とアクセスできなくなる仕組みになっていたことです。これにより、被害者は「自分がどのようなサイトに何を入力したのか」を後から確認することができません。一時期、世界中の詐欺メールの 8 割が日本向けに送られていたという調査もあります。

他にも、1 兆円を超える賭け金が動いていると推計されるオンラインカジノや、歌舞伎町などで社会問題化している、悪質ホストによる人身売買など、組織犯罪が深く、広範囲に広がっています。

ちなみに、組織犯罪の原点とも言える薬物犯罪に目を向けると、2025 年の覚醒剤押収量 1.6 トン、その末端価格は 1,000 億円前後で、実際の流通量を考えれば数千億から兆単位の巨大な犯罪収益が日本国内に発生し、資金移動・決済されていることになります。

3. 犯罪のインフラ：民間サービスが悪用される構図

ここで立ち止まって考えてみたいと思います。これほど巨額の犯罪収益が動くためには、それに見合う「資金移転インフラ」が必要なはずですが。

数兆円というお金は、庭に穴を掘って埋めて隠しておけるような量ではありません。犯罪グループがこれだけの活動を維持できているのは、得たお金を「円滑に、迅速に、そして確実に」移動・洗浄できる仕組みがあるからです。そして、その仕組みを支えているのは、残念ながら我々民間企業が社会の利便性のために提供している「便利なツール」そのものです。

犯罪を成立させるためには、多くの道具（ツール）が必要です。これを「道具屋」と呼ばれる連中が提供している場合もあります。

- **通信手段：** 匿名性の高い SIM カード、IP 電話（050 番号）、電話転送サービス。
- **募集・組織維持：** SNS、求人サイト（闇バイトの募集）、秘匿性の高い通信アプリ（Telegram など）。

- **決済・洗浄**：預金口座、ATM、暗号資産、電子マネー、カジノ口座、さらには法人登記のための司法書士や私書箱サービス。

例えば、一件の特殊詐欺を成功させるために、どれほどの「口座」が使われているか想像してみてください。被害者が振り込んだ瞬間に、その金はいくつもの口座を複雑に経由し、ある時は暗号資産に換えられ、ある時は海外へ送られ、最終的に犯罪グループの手元に「綺麗な金」として届きます。この過程で使われる口座は、国内・海外含めて一つや二つであるはずがありません。

SNS 上では 3 ヶ月で 37 万件もの口座売買の投稿があり、個人の口座は数万円程度ですが、法人口座は一口座 30 万～400 万円という高値で取引されています。なぜ法人口座がこれほど重宝されるのは、犯罪グループにとって、それだけ使い勝手が良いからです。

犯罪グループは、金融機関ごとのセキュリティの甘さや使い勝手を徹底的に分析し、まるで株式銘柄のチャートのように「この銀行のこのサービスがついた口座なら今 15 万円だ」と相場を形成して共有しているのだそうです。大阪では 500 の法人を設立し、4,000 もの法人口座を回していたグループも摘発されました。サービスの利便性が、そのまま犯罪の成功率を高める形となっているのです。

4. 過去の成功体験：属性主義による暴力団排除

このような組織犯罪に対し、私たちはどのように立ち向かえばよいのでしょうか。ここで一度、歴史を振り返り、過去のある成功体験を思い出したいと思います。

それは平成 19 年（2007 年）の「政府指針」に始まる、いわゆる「暴力団との関係遮断」の取り組みです。当時のキーワードは「属性主義」でした。つまり、「相手が暴力団という属性（カテゴリー）に属しているかどうか」を確認し、もしそうであれば一切の取引を拒絶する、という戦略です。

この取り組みが始まった当初、民間企業の皆さんは非常に戸惑われました。「どうやってチェックするんだ」「ヤクザを断ったら何をされるか分からない」「それは違法ではないか」といった不安が渦巻いていました。しかし、警察や暴追センター、そして我々民暴弁護士が全国を回って啓発活動続け、金融機関を皮切りにあらゆる業界で「暴力団には口座を作らせない、事務所を貸さない、車を売らない」という社会的な包囲網を築き上げました。

その結果はどうだったか。暴力団の構成員数は劇的に減少しました。看板を掲げて活動することのコストが、民間の取引拒絶によって極限まで高まったからです。これは、「民間の力」が「国家の治安対策」として機能した、歴史的な成功体験です。かつては「ヤクザを理由に口座を断ることなどできるのか」という感覚が常識的でしたが、今や「ヤクザが口座を作るわけがない」というように常識が 180 度変わったのです。

しかし、令和の今、この「属性主義」では対応できない相手が現れました。それが、現在猛威を振っている「匿名流動型犯罪グループ（トクリュウ）」です。彼らは見た

目では分かりません。名簿にも載っていません。取引をしに来る場合には闇バイトの普通の若者であったり、実在する一般市民の名義を使っていたりします。

かつてのように、相手方が暴力団員などの特定の属性かどうかを確認するだけの対策は、対トクリュウとの関係では意味をなしません。相手が誰であるかという「属性」を超えて、より本質的な対策に進化しなければならない段階に来ているのです。

5. 新しいキーワード：「ビジネスと人権」への転換

ここで、皆さんに想起していただきたいのが「ビジネスと人権」という観点です。

今、企業経営の最先端において、「ビジネスと人権」という考え方が非常に重視されています。これは国連の指導原則に基づく考え方で、一言で言えば「企業には他者の人権を侵害しない責任があり、自社の事業が関与する人権侵害に対処しなければならない」というものです。

具体的には「人権方針」の策定のほか、「人権デューデリジェンス」というプロセスや、人権への影響発生時の救済措置が求められます。自社のサプライチェーンの中に人権への負の影響を引き起こす要因がないか、不当な差別はないかといったことを洗い出し、防止・是正する取り組みが典型です。

これを組織犯罪対策に当てはめてみてください。特殊詐欺などの組織犯罪は、老後の蓄えを根こそぎ奪い、被害者の人生を完全に破壊する、現代日本における最悪レベルの人権侵害となっています。被害に遭った高齢者が「人生が狂ってしまった」と嘆く姿を、我々弁護士はたくさん見てきました。

そうであるならば、企業の皆さんが提供しているサービス——SNS、アプリ、口座、求人サイト——が組織犯罪の道具として利用され、それによって深刻な人権被害が発生している状況を放置することは、もはや「ビジネスと人権」の観点から許されないのではないかと、という問いかけです。

自社のサービスがどのように使われ、誰かの人権を傷つけている可能性がないのか。そこに無関心でいることは、人権尊重責任を負う企業にとって巨大な経営リスクになるだけでなく、人権尊重責任の放棄とみなされるようになります。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標 16.4 には、「2030 年までに、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する」ということが明記されています。企業の皆さんが胸に付けているあの 17 色のバッジには、組織犯罪との戦いも含まれているのです。木を植えるのも大事ですが、自社のサービスを犯罪者に使わせないことも、立派な SDGs の取り組みであることをぜひ認識していただきたいのです。

6. 属性から「目的・資金・ツール」へ：令和の対策

では、具体的に何をすべきなのか。これからの反社対策は、属性主義から「目的主義」「ツール主義」「資金主義」へとシフトする必要があります。

これまでの「あなたは誰ですか？」という本人確認（KYC）だけでは不十分です。これからは、KYC に加えて、「あなたはこのサービスを**何のために**使うのですか？ **どの**

ように使っているのですか？」という、利用目的と利用実態に着目しなければなりません。

ポイントは以下の3点です。

1. **取引開始時の目的チェック：** 本人確認に加えて、利用目的を詳細に確認する。特殊詐欺などの組織犯罪に使うのであれば提供できない、という毅然とした姿勢が必要です。
2. **継続的なモニタリング：** 取引を開始した時は「普通の人」であっても、後から口座やアカウントが売買されるケースがほとんどです。だからこそ、取引の途中経過を監視し、不自然な動き、例えば短期間に多額の入出金を繰り返すといった兆候を捉えなければなりません。
3. **組織犯罪目的利用の遮断：** モニタリングの結果、「おかしい」と判断された場合、利用規約違反や犯罪目的利用の疑いを理由に、迅速にサービスを停止・遮断する。我々弁護士の中では、こうした遮断を可能にする新しい「トクリュウ排除条項」の研究も進められています。

「そんな高度なこと、一企業にできるわけがない」と思われるかもしれませんが。しかし、金融機関はすでにこれをやっています。メガバンクなどは、口座開設時に厳重なチェックを行うことはもちろん、巨額の投資をして AI システムも導入し、何百人ものスタッフを配置して、24 時間 365 日、全取引をモニタリングしています。不審な動きがあれば即座に検証し、疑わしい取引を止めているのです。

もちろん、すべての企業に金融機関並みの設備を求めるのは現実的ではありません。しかし、かつて政府指針が制定された後、「属性主義」による暴排が金融機関から始まり、そこから社会全体へと広がっていったように、この「利用目的に着目した取引排除」という考え方も、今後あらゆる業界へ波及させていかなければなりません。

犯罪グループは、常に「セキュリティの甘い場所」「チェックの緩い企業」を探しています。金融機関が厳しくなれば、彼らは決済サービスや SNS へと活動の場を移します。だからこそ、社会全体でこの新しい「ビジネスと人権」に基づく防衛ラインを構築していく必要があるのです。

7. むすびに：2030 年に向けて

2030 年の SDGs ゴールまで、あとわずか4年しかありません。現在の犯罪被害の右肩上がりのグラフを見る限り、このままでは目標達成は遠いと言わざるを得ません。しかし、かつての平成 19 年の政府指針が暴力団を追い詰めたように、官民が一体となり、新しいキーワードである「ビジネスと人権」のもとに結集すれば、必ず道は開けるのではないのでしょうか。

企業の皆さんには、ぜひ「自社のサービスが誰かの人権に悪影響を与える道具になっていないか」という視点を経営の根幹に据えていただきたい。そして、各地の警察・暴

追センターや弁護士とともに、犯罪者に「使い勝手の悪い社会」を作っていければと思っています。

我々弁護士も、法的な観点から皆さんの取り組みを全力でバックアップし、実効性のある新しい契約モデルの構築などを進めてまいります。持続可能で、誰もが安心して暮らせる社会を作るために、皆様のお力添えを心よりお願い申し上げます。

本日は長い時間、ご清聴ありがとうございました。